

令和5年度 第1回 液化石油ガス器具等関係基準分科会 議事録

I. 日時 : 令和6年3月14日(木) 10:00~11:30

II. 開催方法 : WEB開催

III. 出席者(敬称略、順不同)

主査 : 小川
委員 : 渡邊、橋本、安田、金木、矢作(内藤委員代理)
事務局(KHK) : 加藤(一)、小川、樋渡
オブザーバー : 佐野(株式会社サイサン)
欠席 : なし

IV. 配布資料

資料1 液化石油ガス器具等関係基準分科会委員名簿
資料2 液化石油ガス器具等関係基準の見直しについて
資料3 見直し対象基準全体に係る JIS Z 8301 関係の見直しについて
資料4 ホースバンド基準(KHKS 0716)の見直しについて
資料5 ホースバンド基準(KHKS 0716)見直し案
資料6 液化石油ガス用ガス漏れ警報器設置基準(KHKS 0718)の見直しについて
資料7 液化石油ガス用ガス漏れ警報器設置基準(KHKS 0718)見直し案
資料8 液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準(KHKS 0723)の見直しについて
資料9 液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準(KHKS 0723)見直し案

参考資料1 技術基準作成基本方針
参考資料2 技術基準整備3ヶ年計画(2023年度~2025年度)
参考資料3 「JIS Z 8301 規格表の様式及び作成方法」関係見直し結果一覧
参考資料4 ホースバンド基準(KHKS 0716)見直し案
(JIS Z 8301 関係修正番号記載付)
参考資料5 液化石油ガス用ガス漏れ警報器設置基準(KHKS 0718)見直し案
(JIS Z 8301 関係修正番号記載付)
参考資料6 液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準(KHKS 0723)見直し案
(JIS Z 8301 関係修正番号記載付)
参考資料7 委員等倫理心得

V. 議事

1. 委員紹介等

事務局が、資料1に基づき委員の紹介を行い、出席委員は委員代理者を含めて6名であることを報告し、規格委員会規程第14条第1項で定める分科会の定足数(委員代理者を含む分科会委員の数の過半数(4名))を満たしていることを報告した。その後、配布資料の確認及び参考資料7の委員等倫理心得の説明を行った。

2. 液化石油ガス器具等関係基準の見直しについて

0) 液化石油ガス器具等関係基準の見直し及び当該見直し対象基準全体に係る JIS Z 8301 関係の見直しについて

事務局が、資料 2 及び資料 3 並びに参考資料 1～参考資料 6 を用いて、液化石油ガス器具等関係基準の見直し及び当該見直し対象基準全体に係る JIS Z 8301 関係の見直しについて説明を行った。

説明後、以下の質疑があった。

- JIS Z 8301 関係の見直しは表現を可能な限り統一する方が良いのではないか。
→ JIS Z 8301 に従い、また表現も統一する方法を検討し、修正してきた。しかしながら、一律の修正が困難な事例も多く、可能な限り類型化しながらも個別修正となった箇所もある。今回の修正は各資料の通りだが、今後の見直しの中でより適切な表現があれば、別途修正を加える可能性はある。
- 修正について、例えば「…しなければならない」を「…する」という表現を変えてしまうと基準で求めている内容が変わる可能性があるが、どのように考えているか。
→ 事務局としても JIS Z 8301 に従い修正する方針は変わらないが、前提は文意を変えないことである。今回は「…しなければならない」のような、修正によって大きく内容が変わる可能性がある表現の修正はなかったが、今後もしそのような文言の修正がある場合は注意したい。

1) ホースバンド基準 (KHKS 0716) の見直しについて

事務局が、資料 4 及び資料 5 を用いて、ホースバンド基準 (KHKS 0716) の見直しについて説明を行った。

説明及び以下の質疑があった後、見直し案に関して採決を行ったところ、委員代理者含む 6 名全員の賛成（決議の要件：分科会委員の数（6 名）の過半数（4 名以上）の賛成があった場合）により可決された。

- 「す、ひび割れその他の」を削除した部分については別の文言が入らなくてよいのか。
→ 「使用上支障のある欠陥」という言葉で内包している。

2) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器設置基準 (KHKS 0718) の見直しについて

事務局が、資料 6 及び資料 7 を用いて、液化石油ガス用ガス漏れ警報器設置基準 (KHKS 0718) の見直しについて説明を行った。

説明及び以下の質疑があった後、質疑の結果を踏まえた見直し案に関して採決を行ったところ、委員代理者含む 6 名全員の賛成（決議の要件：分科会委員の数（6 名）の過半数（4 名以上）の賛成があった場合）により可決された。

- 資料 7 の 1 ページ目の 1 目的に記載の「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」について、他の KHKS との整合から別表第 1 の後ろに第 10 号と記載した方が良いのではないか。
→ 指摘通り追記する。

- 資料 7 の 1 ページ目の 3 用語の定義 (2) 分離型警報器 ロ 検知部等で記載している「液化石油ガス器具等の技術上の基準に関する省令の運用について」は、資料 7 中では 20180522 保局第 3 号としているが、当該通達は改正に伴い既に廃止され新規に制定されているため、現在制定されている通達を引用した方が良いのではないかと。

→ 指摘通り修正する。

- 資料 7 の 2 ページ目の図 1 について、本文や図 2 との整合のため、「4 m 以内」や「30 cm 以内」のように記載を修正した方が良いのではないかと。

→ 指摘通り修正する。

3) 液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準 (KHKS 0723) の見直しについて

事務局が、資料 8 及び資料 9 を用いて、液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準 (KHKS 0723) の見直しについて説明を行った。

説明及び以下の質疑があった後、質疑の結果を踏まえた見直し案に関して採決を行ったところ、委員代理者含む 6 名全員の賛成（決議の要件：分科会委員の数（6 名）の過半数（4 名以上）の賛成があった場合）により可決された。

- 資料 9 の 4 ページ目の技術上の基準 7 の表について、B 呼称で 1/4 と記載されている部分は A 呼称が記載されていないが、理由があるのか。

→ 指摘の箇所及び関係する表についても同様に修正する。

- 資料 9 の 4 ページ目の技術上の基準 7 の表について、B 呼称の 1/4 が 2 箇所記載されているのではないかと。

→ 入口側が POL ねじ、出口側が 1/4 の場合と、入口側、出口側ともに 1/4 の場合があり、記載を分けている。

- 資料 9 の 7 ページ目の技術上の基準 18 について、括弧書き内が閉から開と記載しているが、逆ではないのか。

→ 括弧書き内の記載については、遮断した後に手動で閉から開に復帰可能なものを含むという記載である。なお、意味が読み取りづらいことから「手動で閉から開に操作可能」の前に「遮断した際に」という記載を追加する。

- 資料 9 の 14 ページ目の技術上の基準 33 のみ「合格する」と修正したのはなぜか。

→ この部分は明確に「試験」という記載があるため、「合格する」という表現を使用している。

3. その他

本日の議事録（案）については後日メールにて確認することとなった。

以上